

災害事例

移動式クレーンの 旋回部にはさまれ

被災日時：平成9年6月2日午後4時15分頃
被災者：男，49才，鳶(職長—現場責任者)
経験・勤続9年

工事概要：

地方特定河川等環境整備工事に付帯する緊急護岸工事。

河川環境整備のため擁壁整備中である護岸工事場所の，河川水量増加による土砂流出を防止するために施工された緊急のシートパイル打設工事。

災害発生状況：

移動式クレーン2基を使用しシートパイル打設作業を実施してきたが，午後4時頃に当日予定の打設作業を終了した。

同作業に使用した移動式クレーン及び工事用器材の設置場所は，河床部に臨時に増設した道路部であるので，即日片づける必要があった。このため，午後4時頃から作業に使用していた抵抗器，溶接機，酸素ボンベ等の器材を約14メートル離れた堰堤上に，移動式クレーンを使用してつり上げ搬出した。同作業の玉掛作業には，職長である被災者が従事したが，酸素ボンベを搬出した後に被災者は移動式クレーンの車体上に上ったため旋回したカウンターウエイトと車体後部のバッテリーケースの間（5センチメートル）に胸・腰部を挟まれ内蔵破裂により死亡したもの。

災害発生時のクレーン：

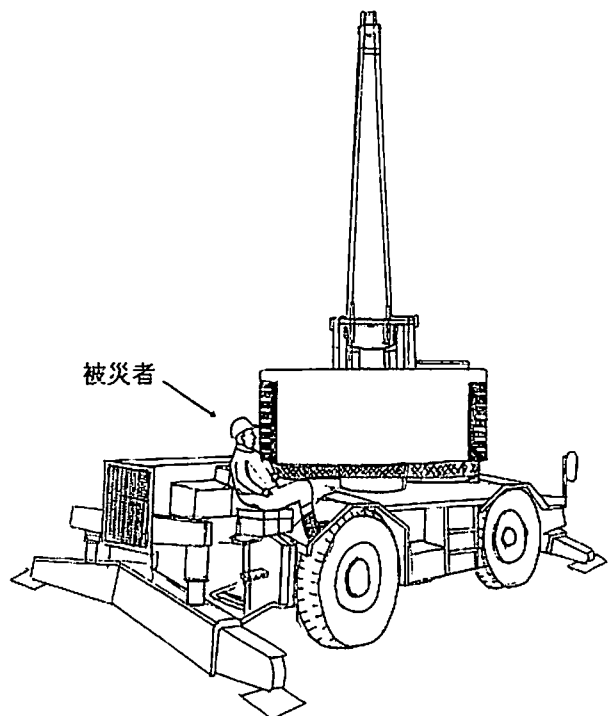
- ・クレーンの種類 ラフタークレーン
- ・クレーンの型式 RK250—II
- ・つり上げ荷重 25.0トン
- ・旋回速度 3.3rpm
- ・後端旋回半径 3,030mm

災害原因：

1. 被災者が旋回中の移動式クレーン上部旋回体に近づき，クレーン車体上に上がったこと。
2. クレーン運転者が右旋回での旋回先に注意をとられ，左後方を確認する運転席左側にあるバックミラーに注意がなかったこと。

災害防止対策：

1. 移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所への労働者の立ち入りを禁止すること。
2. 立ち入り禁止区域への不意の立ち入りを防止するための標識を設けること。
3. 連絡・合図の徹底を図ること。
4. 安全衛生教育を徹底すること。



災害発生状況図（再現）